

支援が必要なわが子の未来のために 知っておきたい5つのこと

～ 働く・暮らす・住む・お金・権利擁護 ～

R7.11.16



放課後等デイサービス	ひかり	
放課後等デイサービス	ひかり	ねくすと
放課後等デイサービス	ひかり	すてっぷ
生活介護	ひかり	こねくと

合同会社サックスシェア
代表社員・相談支援専門員 田中 さとる



わが子の未来



手続き

【わが子の未来：進路の選択肢】

学校

特別支援
学校
幼稚部

保育園

幼稚園

特別支援学校小学部

小・特別支援学級（在籍）

小・特別支援学級（通級）

小・普通学級

特別支援学校中学部

中・特別支援学級（在籍）

中・特別支援学級（通級）

中 普通学級

特別支援学校高等部

高等特別支援学校

通信制高等学校

定時性高等学校

普通高等学校

専門学校

大学

0

6

12

15

18

20

児童発達支援

放課後等デイサービス

保育所等訪問支援

福祉サービス

一般

児童相談所の判
断により15歳
から利用できる
ことがある

生活介護・自立訓練

就労継続支援B型（就労選択支援等）

就労継続支援A型（就労選択支援等）

障がい者雇用（就労選択支援等）

一般就労（就労選択支援等）

【18歳・20歳 になるとできること（主なもの）】

18歳（2022.4～成人）

- 親の同意がなくても契約ができる
 - ・携帯電話の契約
 - ・ローンを組む
 - ・クレジットカードをつくる
 - ・一人暮らしの部屋を借りる など
- （※ 親権による未成年者取消権 ✕）
- 住む場所、進路など自分で決める
- 10年有効のパスポートを取得する
- 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
- 結婚：男女とも18歳
- 普通自動車免許の取得

20歳

- お酒を飲む
- たばこを吸う
- 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う
- 国民保険料の加入（※ 障害年金）
- 養子を迎える
- 大型・中型自動車運転免許の取得
（大型自動車運転免許の取得は21歳以上）

【18歳 になるときに必要な手続き（例）】

必要な手続き	説明	手続きの時期	備考
福祉サービスの受給者証	18歳の誕生月の月末まで は、障害児のサービスの受給者証。翌月から障害者のサービスの受給者証となる。	誕生日の2か月程度前から (市町村役所から案内が届く)	放課後等デイサービスについては、 高校卒業まで 引き続き利用できる。 負担上限額は、本人及び配偶者のみの所得による。 (放デイを除く)
区分認定の調査	障害者のサービスの受給者証の交付を受けるにあたって、 区分認定の調査 が必要。	誕生月の3か月程度前から	※ 区分が必要なサービス 利用をする場合
自動車税・軽自動車税の減免	身体障害者手帳の交付を受けている方は、自動車が障害者本人の名義である必要がある。		

【18歳 になるときに必要手続き（例）】 区分調査が必要な介護給付サービス

1 介護給付

① 居宅介護（ホームヘルプ）（者）（児）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護（者）

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。2018（平成30）年4月より、入院時も一定の支援が可能となりました。

③ 同行援護（者）（児）

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）移動の援護等の外出支援を行います。

2 訓練等給付

① 自立訓練（者）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

② 就労移行支援（者）

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

③ 就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）（者）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

④ 就労定着支援（者）

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

⑤ 自立生活援助（者）

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

⑥ 共同生活援助（グループホーム）（者）

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。
さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

主に、危険を回避するために必要な支援や外

のサービスを包括的に行います。

夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の

機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日

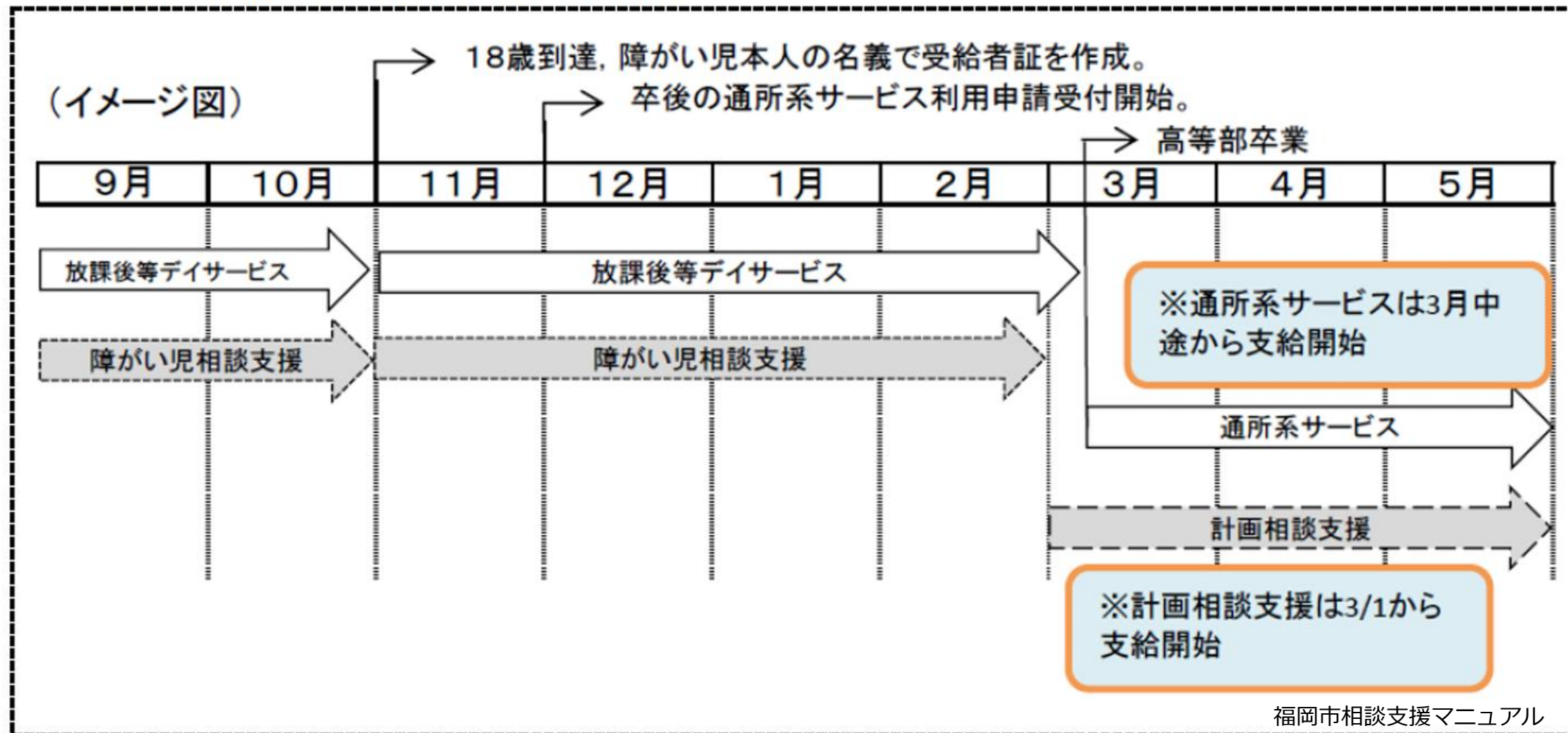
り、食事の介護等を行うとともに、創作的活

り、食事の介護等を行います。

【18歳 になるときに必要な手続き（例）】 サービスの切り替え

1 放課後等デイサービスから障がい福祉サービスへの切り替えについて

(例)平成29年11月1日に18歳になる障がい児が、卒業後(3月)から障がい福祉サービスの通所系サービス(生活介護、就労移行支援等)を利用する場合。



【20歳 になるときに必要な手続き（例）】

必要な手続き	説明	手続きの時期	備考
障害年金の手続き	病院受診や診断書など必要な書類がある。	誕生月の3か月ほど前から申請が可能。	
特別障害者手当の手続き	障害児福祉手当は、お子さんが 20歳を迎える前日 で喪失。 特別障害者手当は、診断書等の書類が必要。	誕生月の3か月程度前から（市町村役所から案内あり）	障害児福祉手当 と要件が異なるので要チェック。
有料道路の割引制度	E T Cにより、有料道路の割引制度を利用している場合、E T Cカードを 障害者本人名義 に変更が必要。	誕生月の2か月前から	

【20歳 になるときに必要な手続き（例）】 障害年金（2025年）



※配偶者の加算は配偶者の年収が850万円以下である場合に加算対象となります

千葉障害年金
相談センター資料

手続きの流れ

受診状況等証明書の取得

- 初診の医療機関へ連絡（カルテが保管されているか確認等）
- 初診の医療機関へ訪問または郵送（病院により異なりますので医療機関へ要確認）
- 受診状況等証明書の作成依頼（依頼した医療機関より前に、他の医療機関に通院していないかチェック）

診断書の取得

- 診断書作成が必要な医療機関へ出向く（認定日時点・現在）
- 可能な限り医師と面談し、日常生活や自覚症状等を伝える
（面談できない場合は、メモを用意し、診断書に添付）
- 診断書は現状にあっているか等チェック。修正等は依頼する

病歴（就労状況）申立書の作成

- 受診状況等証明書、診断書が揃ってから、その内容に沿って書く
（医療機関に受診していない期間も記載する）
（医学的、専門的な記述でなくてよい。分かりやすく）
- 発症日、初診日の日付が診断書と一致しているか確認

戸籍などの添付書類を揃える

窓口に裁定請求書を提出

初診日の考え方

＜知的障害＞

知的障害者は、初診日が特定できなくても（または初診日が20歳以降であっても）、特例的に20歳前（誕生日）に初診日があるものとして取り扱う。

初診証明も不要。

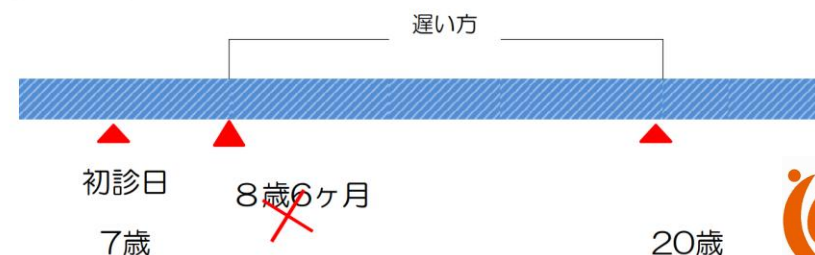
＜知的を伴わない発達障害＞

知的障害を伴わない発達障害の症状により、初めて受診した日が20歳以降であった場合は、当該受診日を初診日とする。20歳前に初診日がある場合も**初診証明必要。**

障害認定日とは（20歳前）

初診日から1年6ヶ月と20歳の
どちらか遅い方

例）



【福祉の手引き（四日市市の場合）】

障害者（児）

福祉のてびき

四日市市社会福祉事務所障害福祉課

主な障害者施策の一覧	4	日常生活用具の給付 所 介	24	特定疾病療養受療証の交付	40	四日市市重度障害(者)手当 所	50	タクシー料金の助成 所	60	選挙の投票	69
障害者総合支援法	10	紙おむつの給付 所 介	30	後期高齢者医療制度	40	四日市市重度障害(児)手当	50	航空運賃の割引	60	障害者就労支援	70
相談の窓口		点字出版物の給付	30	指定難病にかかる特定医療費の支給	41	税金の軽減など		市営自転車等駐車場料金の減免	61	障害福祉サービス事業所等通所費の給付	70
視覚障害者相談支援事業	15	声の広報・点字広報の発行	31	自立支援医療(更生医療)の支給 所	41	所得税、市・県民税の所得控除	51	くすの木パーキングの駐車料金の割引	61	知的障害者社会適応訓練	70
聴覚障害者相談支援事業	15	点字・録音資料の貸出、対面読書	31	自立支援医療(育成医療)の支給	41	市・県民税の非課税制度	51	NHK放送受信料の免除 所	62	四日市視覚障害者福祉センター	71
障害者相談支援事業	16	小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付 所	32	自立支援医療(精神通院)の支給	41	利子所得の非課税制度	51	青い鳥郵便はがきの配布	62	知的障害者青年学級(青年のつどい)	71
就業・生活相談支援事業	16	居宅介護 介	33	小児慢性特定疾病医療費の支給	42	相続税の障害者控除・贈与税の非課税制度	51	携帯電話の使用料の割引	63	四日市市障害者体育センター	71
三重県自閉症・発達障害支援センター	17	障害者(児)短期入所 介	34	医療的ケア児等医療情報共有システム(MEIS)	42	自動車		NTT無料番号案内(ふれあい案内)	63	貸付等	
三重県難病相談支援センター	17	生活介護 介	34	はり・きゅう・マッサージ利用券の交付	43	自動車税等の減免	52	住宅		生活福祉資金貸付	72
高次脳機能障害支援拠点機関 三重県身体障害者総合福祉センター	17	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	35	あけぼの学園の専門職による個別支援	43	自動車と消費税	54	障害者世帯住宅 所	64	職業	
四日市日常生活自立支援センター	18	就労移行支援	35	障害者(児)の歯科診療	44	自動車運転免許取得費の助成 所	55	県営住宅に関するお問い合わせ	64	四日市公共職業安定所(ハローワーク四日市)	74
成年後見制度	18	就労継続支援	35	みえ歯ートネット	44	自動車改造費の助成 所	55	社会参加		三重障害者職業センター	74
障害者虐待についての通報・相談	18	児童通所支援	36	介護保険	45	自動車燃料費用の助成 所	56	障害者デイサービス 機能訓練(理学療法)	65	国立(県営)愛知障害者職業能力開発校	74
身体障害者相談員	19	高額障害福祉サービス等給付費	37	年金・手当・扶養共済		運転免許の適性審査	56	障害者デイサービス 機能訓練(言語リハビリ)	65	国立職業リハビリテーションセンター	74
知的障害者相談員	19	日中一時支援事業	38	障害基礎年金(国民年金) 所	46	身体障害者標識・聴覚障害者標識	56	障害者デイサービス 社会適応訓練(点字教室)	66	国立吉備高原職業リハビリテーションセンター	74
市役所等の相談窓口	20	重度障害者等就労支援特別事業	38	障害厚生年金(厚生年金保険)	46	有料道路通行料金の割引	57	障害者デイサービス 創作的活動	66	福祉のまちづくり	
手帳		視覚障害者等歩行訓練等事業	38	障害年金生活者支援給付金	47	駐車禁止の除外指定	58	四日市市障害者福祉センター(貸館)	66	バリアフリーのまちづくり	75
身体障害者手帳	22	四日市市高額地域生活支援事業利用者負担扶助費	39	心身障害者扶養共済制度	47	おもいやり駐車場利用証制度	58	移動支援	67	身体障害者補助犬	76
療育手帳	23	訪問入浴サービス 介	39	特別障害者手当 所	48	公共料金の減免など		同行援護	67	障害を理由とする差別の解消の推進	77
日常生活の援助		訪問給食サービス 介	39	障害児福祉手当 所	48	鉄道運賃の割引	59	手話通訳者・要約筆記者の派遣	68	苦情解決	77
補装具費(購入・修理)の支給 所 介	24	健康・医療		特別児童扶養手当 所	49	バス運賃(JR、三交、三岐等)の割引	59	失語症会話パートナーの派遣	68	身体障害者障害程度等級表	
車いすの貸出	24	障害者医療費の助成 所	40	児童扶養手当 所	49	タクシー運賃の割引	60	FAX・インターネットを利用した警察・消防への通報	68		



【福祉の手引き（四日市市の場合）】

障害者（児）

福祉のてびき

四日市市社会福祉事務所障害福祉課

主な障害者施策の一覧										 …所得制限のあるサービス  …介護保険で同等のサービスがあるもの									
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

①この一覧表は、障害程度により利用できる「施策」の一応の目安です。
「施策」によっては、住所、年齢、所得、世帯等の状況による制限がある場合がありますので、詳しくは本文をご覧ください、担当の窓口でご確認ください。
②△は、「等級」の一部または「障害の種別」の一部が該当するものです。(P78・79の身体障害者障害程度等級表を参照)
③年金・手当は、それぞれ独自の支給基準で決定します。該当するかどうかは、担当の窓口でご確認ください。

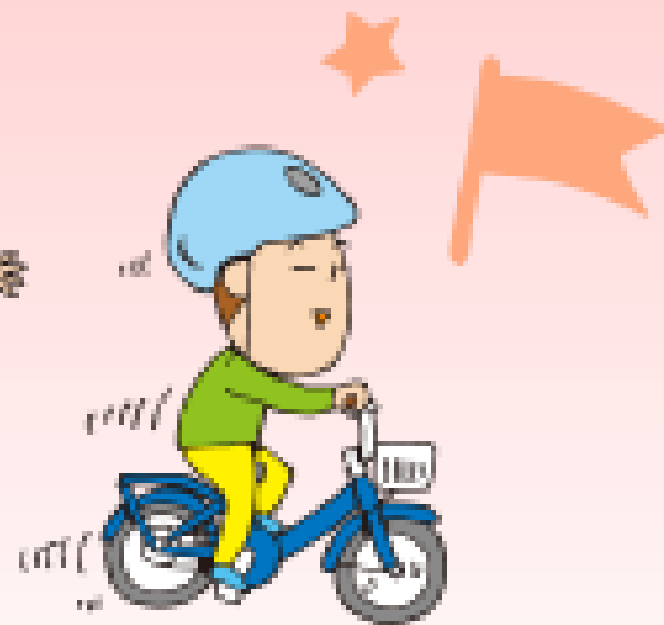
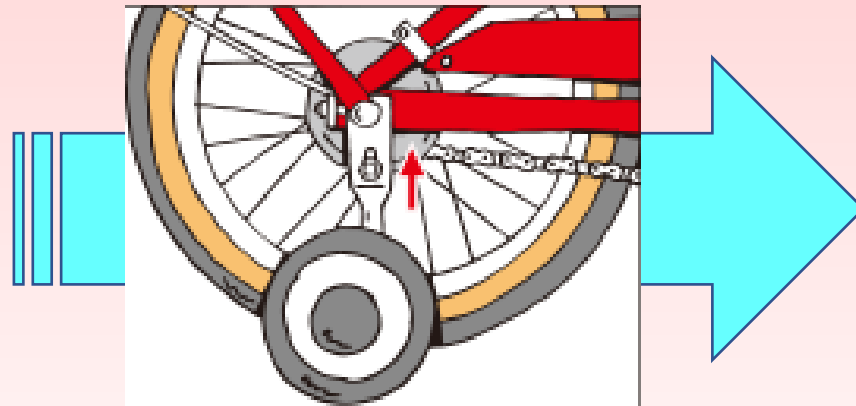
施策 等級	てびき 本文 ページ	知的障害				視覚障害				視覚障害		聴覚・平衡機能障害						音声 言語 そしゃく				肢体不自由 上肢・下肢・体幹 脳原性運動機能障害						内部障害 (心臓・じん臓・ 肝臓など)			
		A 1	A 2	B 1	B 2	視覚障害				視覚障害		聴覚・平衡機能障害						音声 言語 そしゃく				肢体不自由 上肢・下肢・体幹 脳原性運動機能障害						内部障害 (心臓・じん臓・ 肝臓など)			
		1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4							
【日常生活の援助】																															
補装具費(購入・修理)の支給 ㊦ ㊧	P24					○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	△		△	△					
日常生活用具の給付 ㊦ ㊧	P24	○	○			○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△			△	△					
紙おむつの給付 ㊦ ㊧	P30	○	○														○	○													
声の広報・点字広報の発行	P31					○	○	○	○	○	○																				
点字・録音資料の貸出、対面読書	P31					○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○									
居宅介護 ㊦	P33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
障害者(児)短期入所 ㊦	P34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
就労継続、生活介護など(㊦)	P34 P35	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
視覚障害者等歩行訓練等事業	P38					○	○	○	○	○																					
訪問入浴サービス ㊦	P39																○	○													
訪問給食サービス ㊦	P39																○	○													
【健康・医療】																															
障害者医療費の助成 ㊦	P40	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○					
自立支援医療費(更生医療)の支給 ㊦	P41					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
はり・きゅう・マッサージ利用券の交付	P43																○	○													
【年金・手当・扶養共済】																															
障害基礎年金(国民年金) ㊦	P46	○	○	△	△	○	○	○			○	○				○		○	○	△				△	△	△					
心身障害者扶養共済制度	P47	○	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○	○	○				○	○	○					
特別障害者手当 ㊦	P48	詳しくは障害福祉課手当・医療費係 TEL 059-354-8163 へお問い合わせください。																													
障害児福祉手当 ㊦	P48																														
特別児童扶養手当 ㊦	P49	詳しくはこども手当・医療給付課 TEL 059-354-8083 へお問い合わせください。																													
児童扶養手当 ㊦	P49																														
四日市市重度障害(者)手当 ㊦	P50	○	○			○	○				○						○	○						○	○						
四日市市重度障害(児)手当	P50	○	○			○	○				○						○	○						○	○						

【税金の軽減など】																											
所得税、市・県民税の所得控除	P51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【自動車】																											
自動車税等の減免	P52	○	○					○	○	○	○							○	○					△		○	○
自動車運転免許取得費の助成 	P55																	○	○	○				○	○	○	○
自動車改造費の助成 	P55																							○	○	○	○
自動車燃料費用の助成 	P56																							△	△	△	○
有料道路通行料金の割引	P57	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
おもいやり駐車場利用証制度	P58	○	○					○	○	○	○							○	○					△		○	○
【公共料金の減免など】																											
鉄道運賃の割引	P59	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
バス運賃(JR、三交、三岐等)の割引	P59	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
タクシー運賃の割引	P60	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
タクシー料金の助成 	P60	○	○					○	○															△	△	△	○
航空運賃の割引	P60	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【住宅】																											
障害者世帯住宅 	P64																								○	○	○
【社会参加】																											
障害者ディサービス	P65							○	○	○							○	○					○		○	○	○
機能訓練	P65 P66																						△	△	○	○	○
移動支援	P67	○	○	○	○																			△			
同行支援	P67							○	○	○	○	○	○														
手話通訳者・要約筆記者の派遣	P68																○	○	○		○	△	△				
失語症会話パートナーの派遣	P68																						△	△			
選挙の投票	P69																								△	△	○
【貸付等】																											
生活福祉資金貸付	P72	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○



本人に育ってほしいこと

- 外に出て社会体験をする（失敗をする）
- 要求・SOSを出せること（依頼ができる）
- 人に好かれること（一人にならない）



子育て = 補助輪
つけ



補助輪
はずし



ひとりでできる

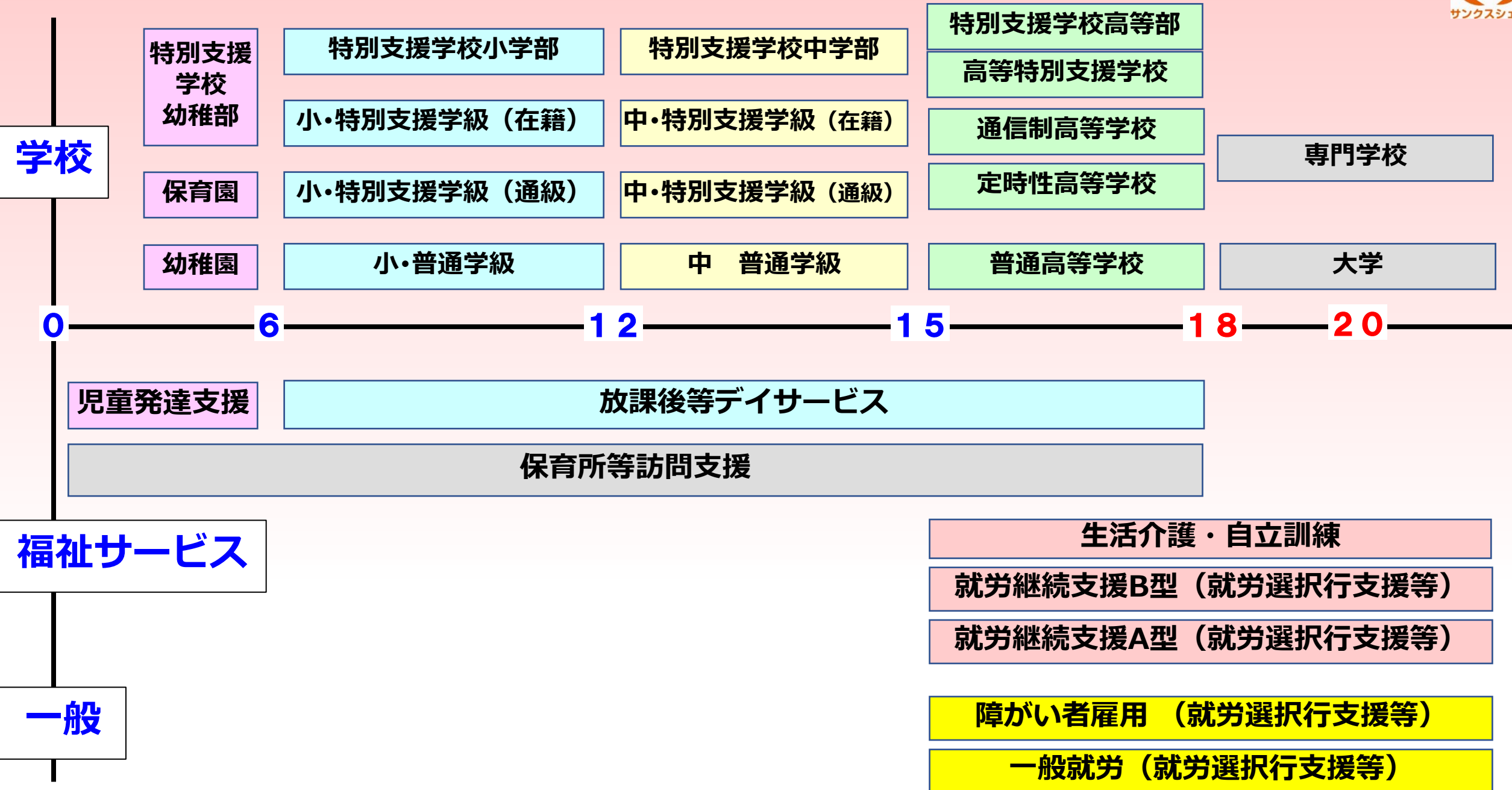
教える・手助けの量

わが子の未来

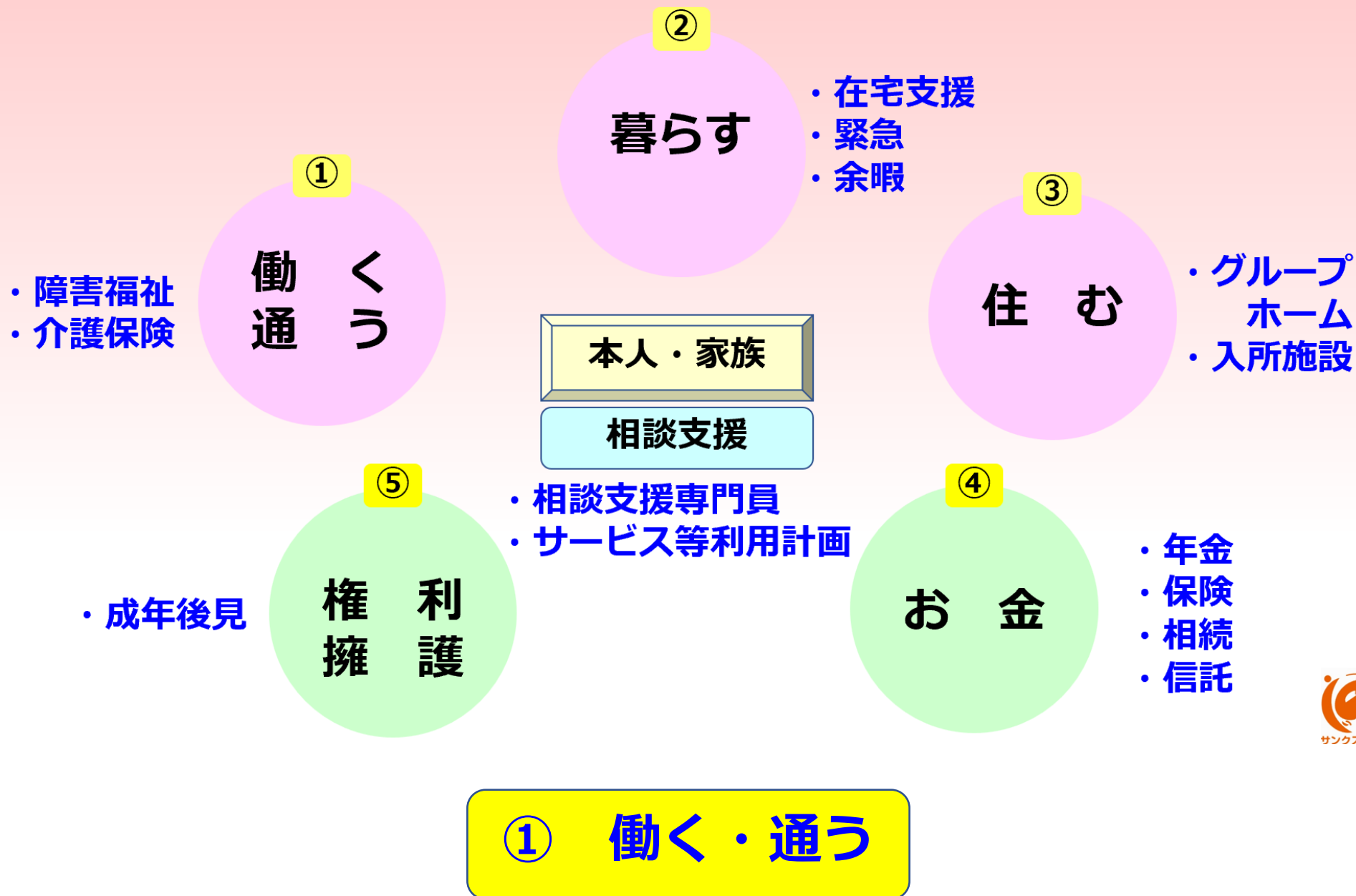


進路の選択肢：納税者か否か

【わが子の未来：進路の選択肢】



【わが子の未来：知っておきたい5つのこと】



福祉サービス等	解説	留意点
一般就労	障がい公表せず に就労	障がいがない人との区別なし (全年齢平均額30万円強)
一般就労 (障がい者雇用)	障がい者雇用枠 で採用	ジョブサポート制度 (ジョブコーチ) 身体 平均約20万円 知的・精神・発達 平均約12万円
就労継続支援A型	福祉サービス (会社と 雇用契約)	最低賃金の保障 目安：一日4h～5h 月收入 約8万円～約10万円
就労継続支援B型	福祉サービス (工賃)	目安：最低3000円～5万円 一般就労の可能性もあり
生活介護	日常的に介護 が必要な日 中の居場所 (工賃)	数千円 就労困難

障害者総数 **約1,160万人** (※1) 中、18歳～64歳の在宅者数 **約480万人** (※2)

(内訳：身体436.0万人、知的 109.4万人、精神614.8万人)

(内訳：身体101.3万人、知的 58.0万人、精神320.7万人)

※1 身体障害者数及び知的障害者数は、生活のしづらさなどに関する調査及び社会福祉施設等調査等による身体障害者手帳及び療育手帳の所持者数等を元に算出した推計値、精神障害者数は、患者調査を元に算出した推計値。このほか、就労支援施策については、難病患者等が対象になる。

※2 身体障害者数及び知的障害者数については18歳～65歳未満、精神障害者数については20歳～65歳未満。

一般就労への
移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が **約 30.2%** 就労系障害福祉サービスの利用が **約 33.0%**
② 就労系障害福祉サービスから一般企業への就職は、年々増加し、**令和3年は約2.1万人**が一般就労への移行を実現

障害福祉サービス

- ・就労移行支援 約 3.5万人
 - ・就労継続支援A型 約 8.0万人
 - ・就労継続支援B型 約30.5万人
- (令和4年3月)

就労系障害福祉サービス
から一般就労への移行

1,288人/ H15 1.0
2,460人/ H18 1.9 倍
3,293人/ H21 2.6 倍
4,403人/ H22 3.4 倍
5,675人/ H23 4.4 倍
7,717人/ H24 6.0 倍
10,001人/ H25 7.8 倍
10,920人/ H26 8.5 倍
11,928人/ H27 9.3 倍
13,517人/ H28 10.5倍
14,845人/ H29 11.5倍
19,963人/ H30 15.5倍
21,919人/ R1 17.0倍
18,599人/ R2 14.4倍

21,380人/ R3 16.6倍

就職

企業等

雇用者数

約61.4万人

(令和4年6月1日)

※43.5人以上企業

※身体、知的、精神の
手帳所持者

ハローワークからの
紹介就職件数

96,180件

※A型：21,554件

(令和3年度)

就職 **6,390人/年**

12,693人/年

(うち就労系障害福祉サービス **6,999人**)

特別支援学校

卒業生**21,191人**(令和4年3月卒)

736人/年

大学・専修学校への進学等

【障がい者の人口】

障害者の総数

約1,160万人

18～64歳の障がい者

約 480万人

【就労支援対象者】

特別支援学校→一般企業

約30.2%

特別支援学校

→福祉サービス

約33.0%

就労系福祉サービス

→一般企業

21,380人

(H15比16.6倍)



つくし更生会について

ABOUT



- 奇跡① 障がい者の法定雇用率100%
- 奇跡② 補助金なしで株式会社として成立
- 奇跡③ 廃棄物処理施設の運転・管理で全国トップクラス
- 奇跡④ 社員が成長し、イキイキと仕事しているという外部評価
- 奇跡⑤ 辞めたいと言ってくる社員がほとんどゼロ
- 奇跡⑥ 合否関係なく候補者に喜ばれる採用面接
- 奇跡⑦ ずっと昔から「SDGs」「ダイバーシティ」「理念経営」を実践

企業の理念例

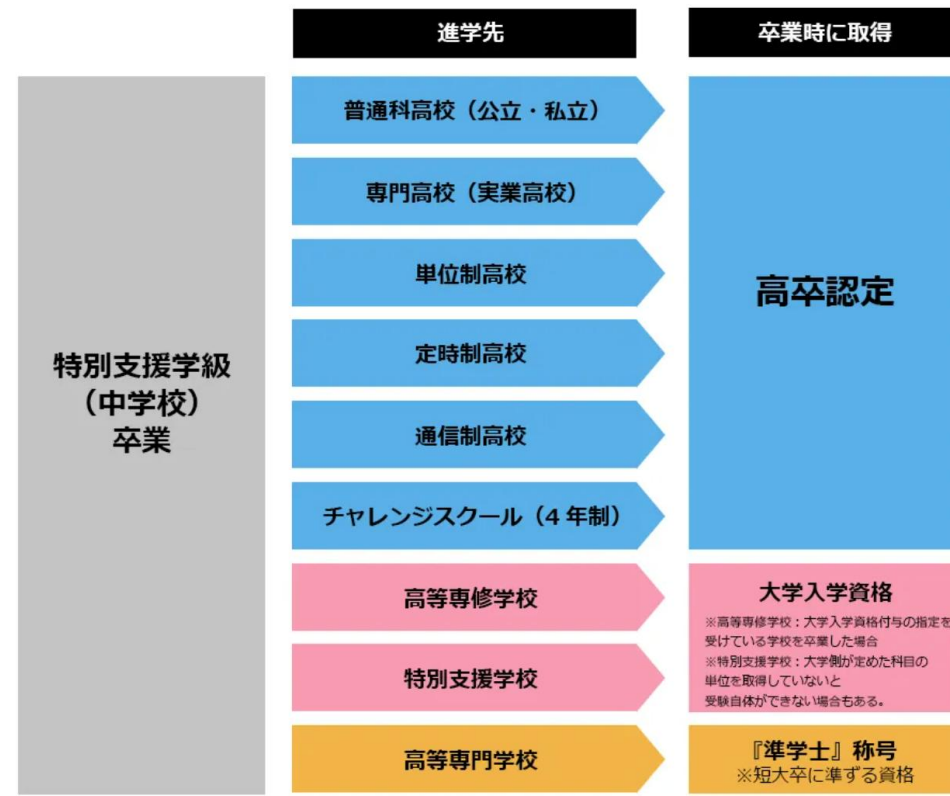
- ① 【「教え方」ですべてが変わる】 社員の生産性が高まる接し方
社員の「できない」には背景、理由がある
→ 「できる可能性がある」と信じて教える
- ② 【人件費を削らずに利益増】 社員の心理的コストを下げ、業務に集中しやすく
心理的な要因はすべてに影響する
→ 「社員の心理的コスト」を下げ、効率よく利益増

学校の選択（小中）

学校	解説	留意点
普通学校 （通級による指導）	全日制高等学校受験可能	
特別支援学級 （在籍）	高校受験時内申書の評価がさまざま	あとから通常学級にもどることは難しいことが多い
特別支援学校	療育手帳等の取得が必須になる傾向が強くなっている（入学者増のため）	

学校の選択（高校）

学校	解説
普通高等学校	高等学校卒業資格あり
専門高校（実業高校） 単位制高校 定時制高校	高等学校卒業資格あり
通信制高等学校	入学は中学1年の学力必要 高等学校卒業資格あり 独自のカリキュラム
特別支援学校 （高等部）	高等学校卒業資格なし



費用5万円/月程度

一般企業就職
4人に一人

【わが子の未来：5つのこと】 ①働く・通う

通信制高校の事例

学校法人角川ドワンゴ学園
N高等学校・S高等学校

入学相談窓口
☎ 0120-0252-15
平日10:00～19:00

説明会・相談会

資料請求(無料)



Net course
ネットコース



Commute course
通学コース



Tutoring course
個別指導コース



Open Campus
オープンキャンパス

ネットの高校とは？

N高等学校・S高等学校はKADOKAWA・ドワンゴが創るネットと通信制高校の制度を活用した、新しいネットの高校です。生徒数は両校合わせて26,197名になります（2023年9月30日時点）。

◆ N高等学校

詳しくみる →

◆ S高等学校

詳しくみる →



「働く」：生活や就労関係等の訓練の支援を受ける訓練等給付

※厚生労働省HPより

居住支援系

自立生活援助

者

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う

共同生活援助

者

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う

訓練系・就労系

訓練等給付

自立訓練（機能訓練）

者

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う

自立訓練（生活訓練）

者

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う

就労移行支援

者

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う

就労継続支援（A型）

者

一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

就労継続支援（B型）

者

一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

就労定着支援

者

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

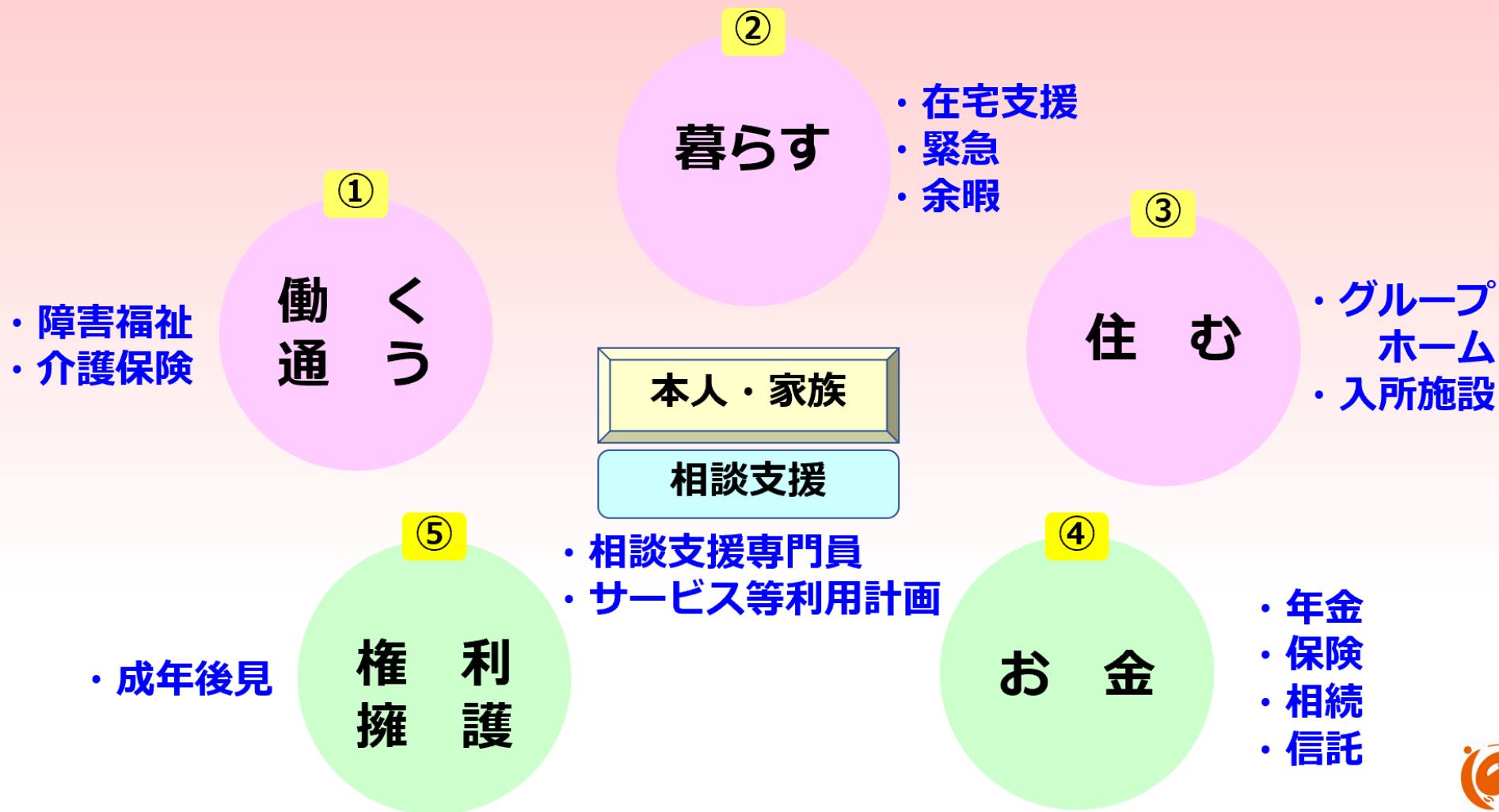
就労選択支援（2025.10～）

障害のある人が自分に合った就労先や働き方を選ぶよう、就労アセスメントを通じて支援する

「通う」：居宅や通所により、介護の支援を受ける介護給付

サービス内容		
訪問系	介護給付	居宅介護 者 児 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		重度訪問介護 者 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。）
		同行援護 者 児 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動援護 者 児 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
		重度障害者等包括支援 者 児 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
日中活動系	施設系	短期入所 者 児 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		療養介護 者 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
		生活介護 者 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設系		施設入所支援 者 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

【わが子の未来：知っておきたい5つのこと】



- ・ 居宅介護サービスは、障がい支援区分 1 以上必要

① 家事支援

- ・ 居宅介護サービスによる家事援助
- ・ 調理、買い物代行、掃除・片付け、ごみ捨て、郵便物確認
- ・ 病院の薬とりの代行 など

② 身体介護

- ・ 居宅介護サービスによる身体介護
- ・ 訪問入浴サービス（移動入浴車）
- ・ 入浴、排せつ、着替え、食事などの介護全般

③ 外出支援

- ・ **移動支援**、行動援護（行動障がい）、同行援護（視覚障がい）
- ・ 重度訪問介護
- ・ 外出先まで安全に移動するための支援、情報提供、余暇支援等

④ 短期入所

- ・ 家族等の都合により、障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を受ける
- ・ 介護者にとってのレスパイトサービス（休息）の役割もある

【わが子の未来：5つのこと】 ② 暮らす 余暇活動 福岡市の社会資源



楽しい絵画



パソコン



収穫祭

令和7年 November		11月		東障がい者フレンドホーム 月間予定表				
曜日	日	月	火	水	木	金	土	
日付	第17回 Coreside Art 2025 福岡市障がい児・者美術展 7.11.18.~7.11.24. 9:30~17:30 *入館は閉館30分前まで(17:00まで)						1	
午前								
午後								
日付	2	3	4	5	6	7	8	
午前	東フレンド ふよう学園 フェスタ	休館日		ツナグYOGA①	大人の絵画		親子リトミック	
午後				ツナグYOGA②			リズム遊び	
午後				松島くらぶ3B	健康 すいすい	変更	音楽クラブ①	
午後		幼児リトミック	ドラムクラブ	3B体操	音楽クラブ②			
日付	9	10	11	12	13	14	15	
午前	松島遊遊ランド	休館日	変更	あすなろ	チューリップ くらぶ	はがき絵	スポーツレク	
午後	絵本と音の 玉手箱			ゲンキ体操	青葉のたまり場	アニマル セラビー	ふよう余暇(運動)	
午後				キッズエンジェル		ドラムクラブ		よさこい
日付	16	17	18	19	20	21	22	
午前	松島遊遊ランド	休館日		ツナグYOGA①	大人の絵画			
午後	収穫祭			ツナグYOGA②				
午後				和白白出張	茶道	健康 すいすい	干支作り	リズム遊び
午後			幼児リトミック	ピアひがし	ドラムクラブ	3B体操	音楽クラブ① 音楽クラブ②	
日付	23	24	25	26	27	28	29	
午前	勤労感謝の日	休館日		あすなろ	チューリップ くらぶ	はがき絵	LD勉強会	
午後				東つ子中高	リラックスヨガ	ふよう余暇 (絵画)		kanade live
午後				キッズエンジェル		ドラムクラブ	食友会	
日付	30	11/2(日) 東フレンドホーム&ふよう学園フェスタ 11/9(日) 絵本と音の玉手箱 11/13(木) アニマルセラビー 11/16(日) 秋の収穫祭(さつまいもと落花生の収穫) 11/21(金) 干支作り 11/29(土) 第2回LD勉強会						
午前	楽しい絵画 ① ② 変更						11月 教室の変更 3B体操 (2回実施) ⇒ 11/7・11/21	
午後	松島遊遊ランド						楽しい絵画 11/23 ⇒ 11/30 *今月の書道教室は休講です。	



和太鼓

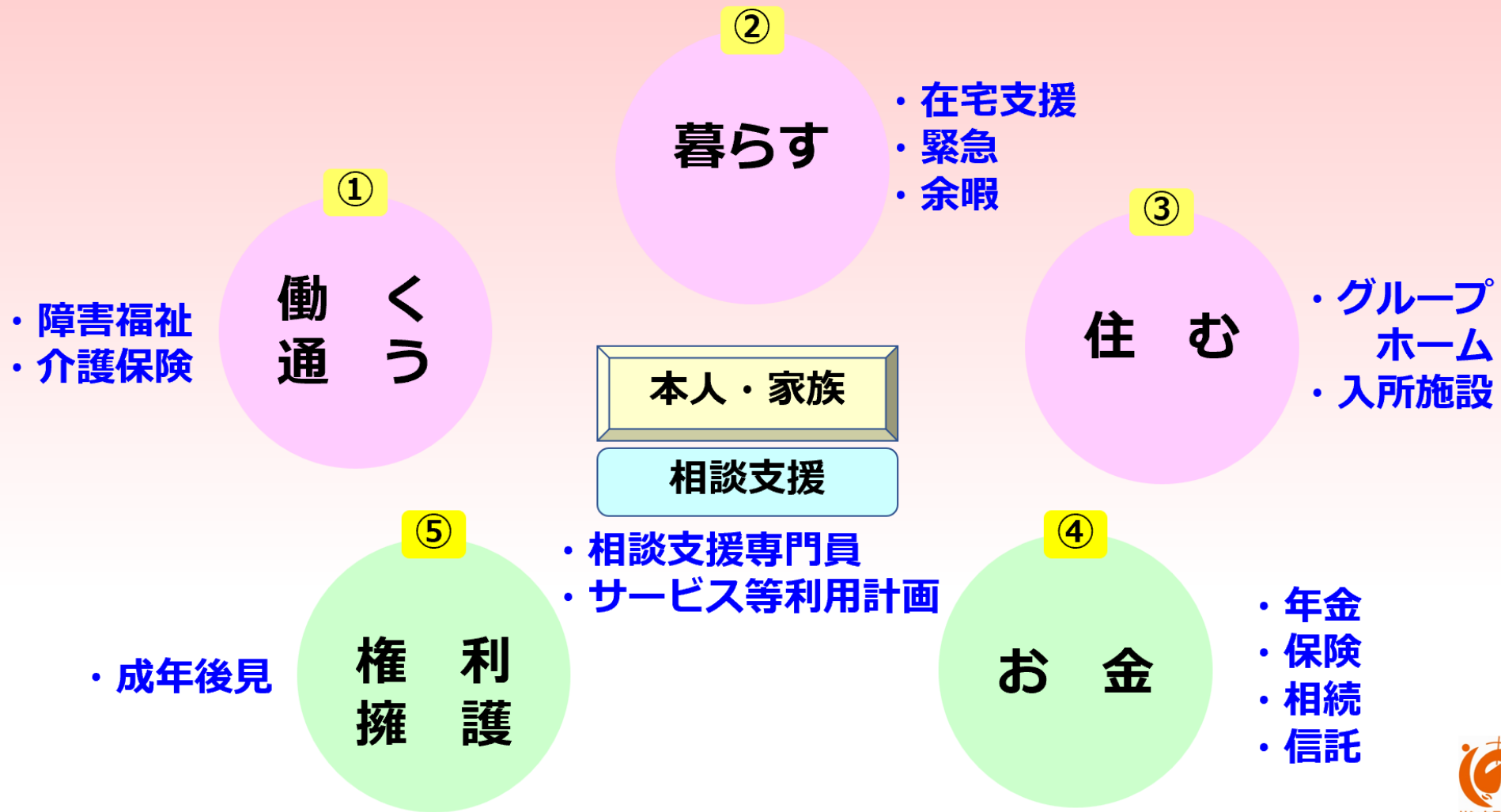


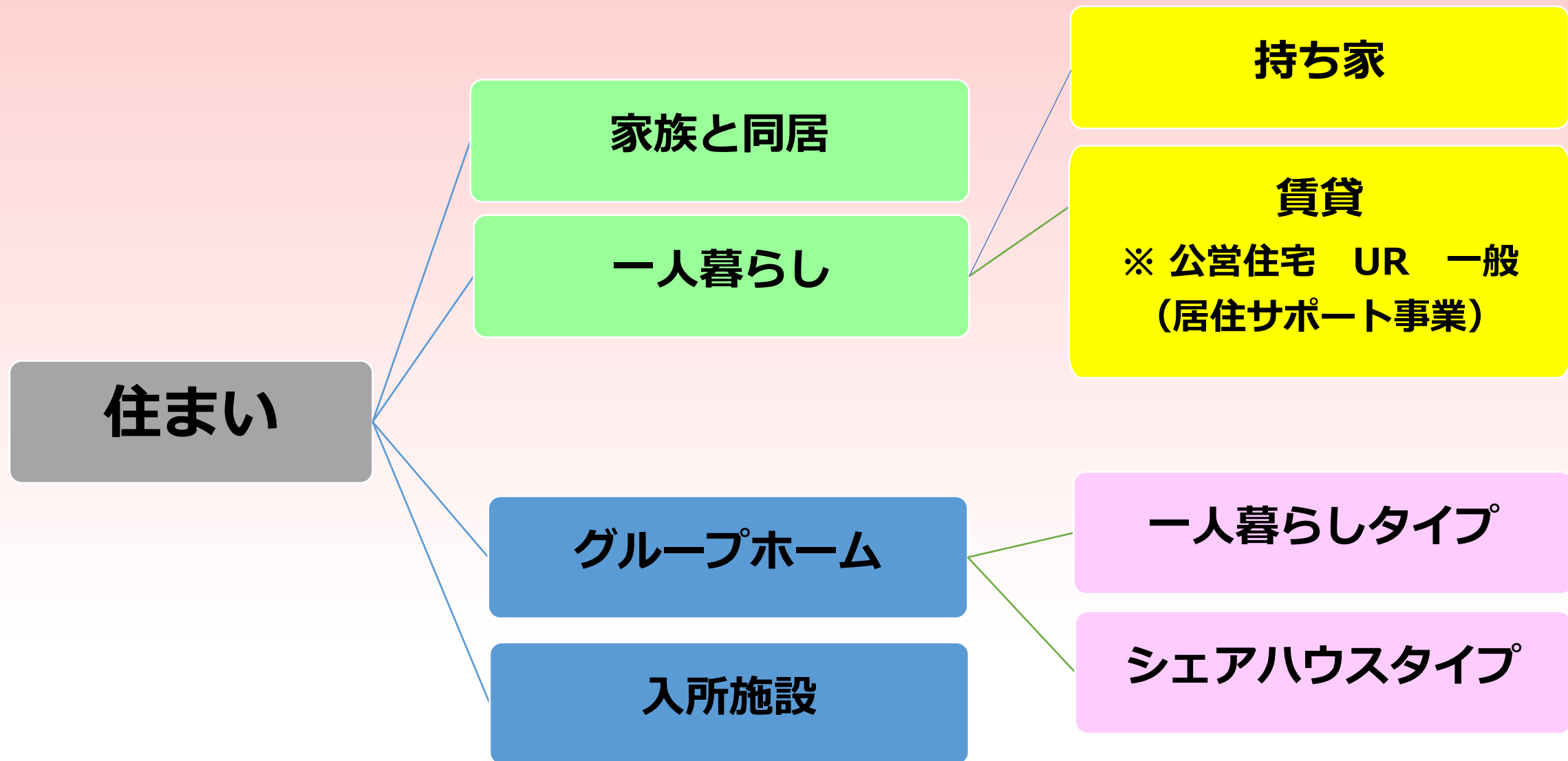
音楽クラブ



そば打ち

【わが子の未来：知っておきたい5つのこと】





地域の中にある住宅(アパート・マンション・一戸建て等)において、地域住民との交流が確保される中で、世話人による日常生活のサポートを受けながら家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場

	共同生活援助（グループホーム）		
種類（制度）	①介護サービス包括型	②外部サービス利用型	③日中サービス支援型
対象者	障がい支援区分に関わらず利用可能（区分によって事業所報酬に違いあり）		
サービス内容	主に夜間における食事や入浴等の介護や相談などの日常生活上の援助		
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供
事業所数 (令和2年4月時点)	7 7 1 8 事業所	1 3 1 2 事業所	1 8 2 事業所
利用者数 (令和2年4月時点)	114,554人	15,551人	2,344人

※厚生労働省「障がい福祉サービス等報酬改定利用検討チーム」資料より抜粋



【わが子の未来：5つのこと】 ③ 住む グループホーム

項目	グループホームでのおおよその支出金額	備考
利用料	0円	※所得に応じた利用者負担上限額あり。 市民税非課税世帯は0円。収入に応じて、 37,200円の負担がある方もいる。
家賃	2万円～4万円	※収入に応じて、家賃補助10,000円がある。
光熱費	1万円	
日用品	3,000円～5,000円	
食費	25,000円～30,000円	※GHでは朝食、夕食。昼食は通所事業所にて負担。 (食事提供加算) 目安：平均300円
通信費	5,000円	
おこづかい	5,000円～10,000円	※ご本人の好きな事、趣味にもよって変わってくる。
その他	医療費、保険、サポートにかかるもの	※将来、日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用 する場合は利用料や後見報酬など。
合計	多めの額で計算すると・・・計：9万円	※10万円-家賃補助1万円=9万円

【わが子の未来：5つのこと】 ③ 住む 入所施設

原則：年金から食費・光熱水費を支払って、25,000円以上が手元に残る設定

手元に残る額 ①+②		食費・光熱水費 (上限54,000円で施設が設定)		
①「その他生活費」 1) 障害基礎年金1級 28,000円 2) 障害基礎年金2級 25,000円	②66,667円を 超えた収入の50%	実負担額 ③+④		補足給付 で支払う
		③66,667円 - 「その他生活費」	④66,667円を 超えた収入の50%	
収入 = 年金収入 + 就労収入(控除有り) + 他の収入(控除の可能性有り) - 必要経費				補足給付

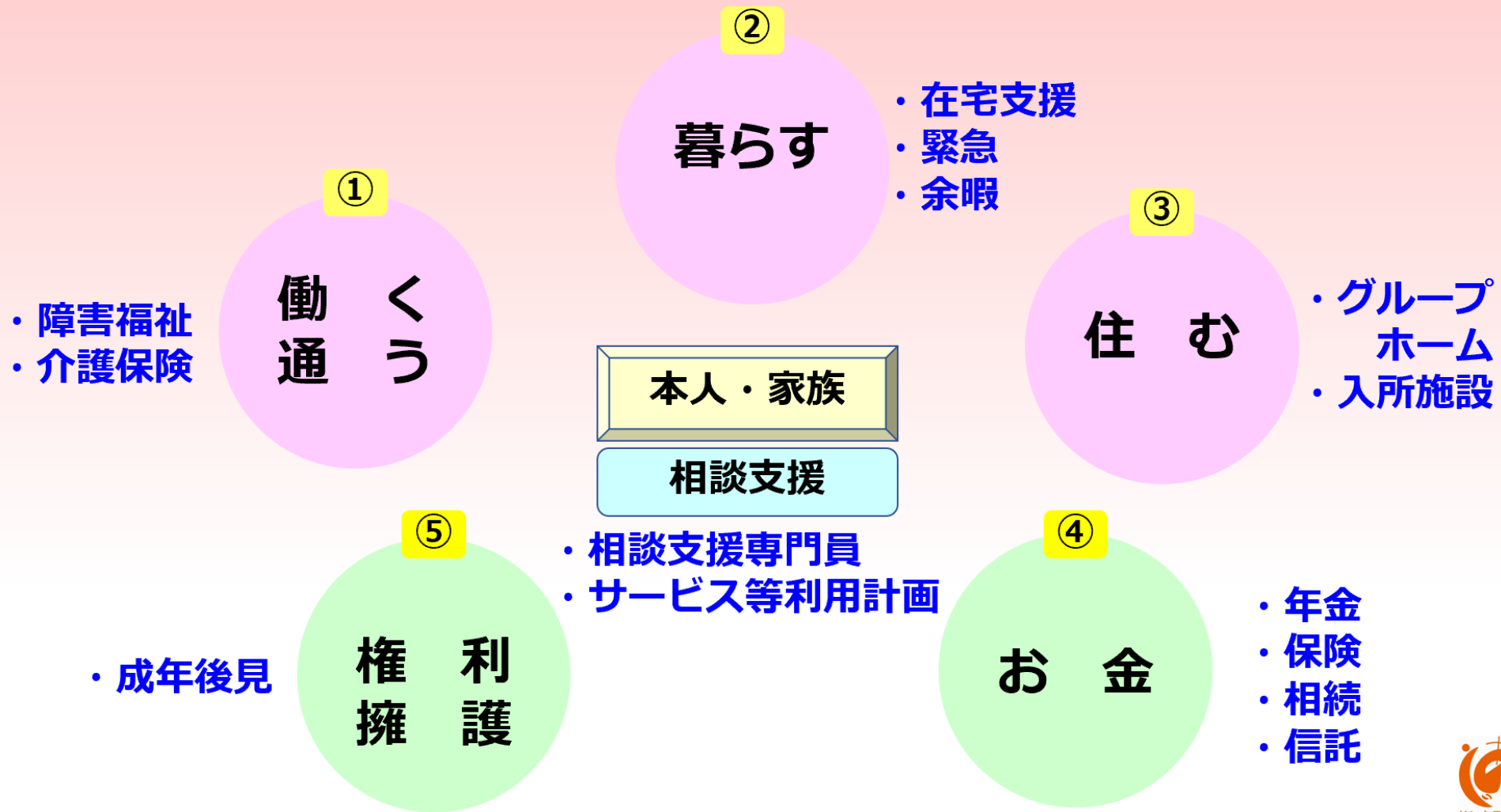
【年齢25歳の入所者の例／月】

年金収入(1級)：87,632円 食費・光熱水費：54,000円 作業工賃：5,000円 国保：1,896円

・ 手元に残る額・・・37,534円

・ 実費負担・・・・・・48,201円 (+ 補足給付5,799円 = 食費・光熱水費54,000円)

【わが子の未来：知っておきたい5つのこと】



知っておきたい社会保障制度

障がい年金

特別障がい者手当

精神または身体に著しく重い障がいがあり、日常的に特別な介護が必要な人（在宅20歳～）

失業手当

職業訓練給付金

雇用保険を受給できない求職者が職業訓練を受講するために受ける給付金

生活保護

世帯全員の資産や能力その他あらゆるものを活用しても生活が維持できない場合

生活困窮者 自立支援制度

様々な事情により生活に困っている方に対して、自立に向けた支援を行う制度

日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な方に福祉サービスの利用援助や金銭管理の援助を行う
(社会福祉協議会)

高額療養費制度

自己負担限度額を超えた額が、高額医療費として支給される

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度

重度障がい者 医療費助成制度

重度の身体・知的・精神障がいを持つ人の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の助成

主な保険の種類

生命保険

被保険者（保険の対象者）の死亡または生存に関して、一定額の保険金が支払われる保険
（学資保険や個人年金保険を含む）

損害保険

偶然の事故によって生じることのある損害を穴埋めする保険
（自動車保険や火災保険）

傷害疾病定額保険

被保険者がケガしたり病気になったりした場合に、一定額の保険金が支払われる保険
（医療保険やガン保険、所得保障保険）

保険の登場人物（保険法2条）

- 【保険者】 保険契約に基づいて、保険金を支払う保険会社
- 【契約保険者】 保険契約に基づいて、保険料を支払う人
- 【被保険者】 保険の対象となる人
- 【保険金受取人】 保険会社から支払われる保険金を受け取る権利がある人

／ 入っておくとあんしん。こんな保障も ／

入院（ケガ）

ショートステイ中
にアルカリ洗剤を
誤飲して入院



3万4千円

入院（ケガ）

出勤中に自転車で
転倒し左大腿骨骨
折



33万6千円

入院（病気）

誤嚥性肺炎



21万円

入院（病気）

腸閉塞



15万円

入院（病気）

新型コロナウィル
ス



21万3千円

傷害通院

スーパーの実習中
に包丁で人差し指
を切った



4千円

個人賠償責任補償

学校の送迎車に乗
車中、他生徒の眼
鏡を破損



1万3千円*

個人賠償責任補償

施設の壁と扉を破
損



42万5千円*

個人賠償責任補償

自転車走行中に歩
行者にぶつかり左
膝などを骨折させ
た

912万円*

権利擁護

言いくるめられて
携帯を契約させら
れた



38万6千円

権利擁護

勤務先でパワハラ
を受けた



46万9千円

特定疾病入院

特定疾病（精神遅
滞、発達障害、ダ
ウン症、てんか
ん）で入院

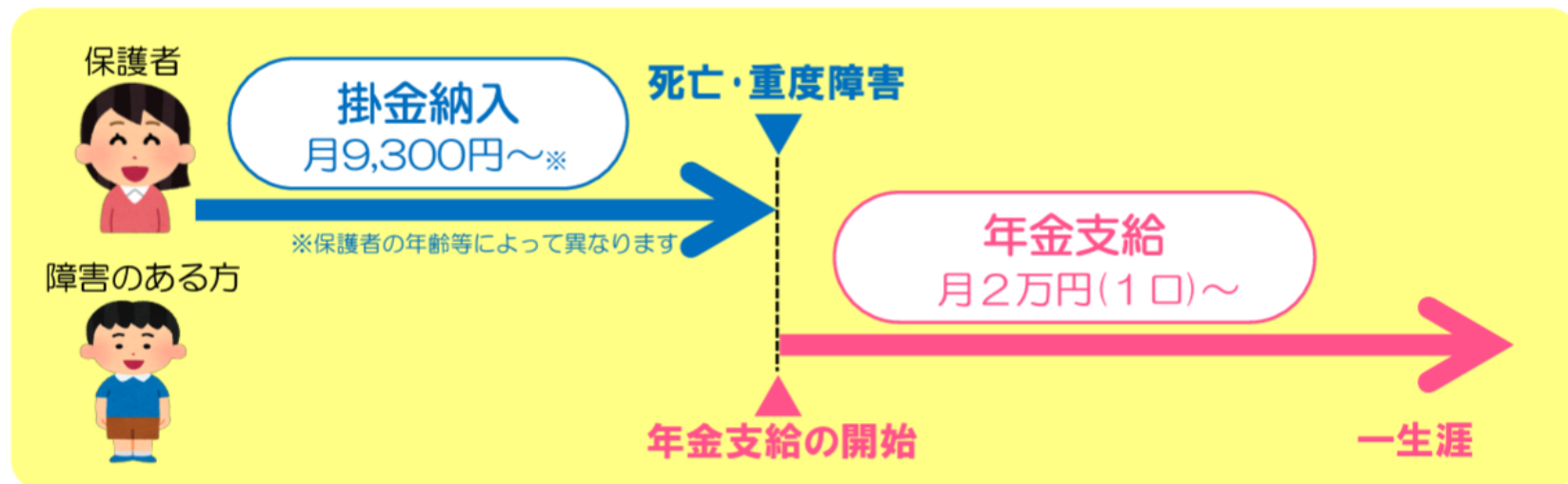
日額3千円

* 表示単位未満切り捨て

ぜんち共済
株式会社資料

【わが子の未来：5つのこと】 ④ お金 障害がある人の保険

毎月一定の掛金を納めていただくことで、
ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、
障害のある方へ、終身年金を支給します。



年齢区分	金額 (円)
35歳未満	9,300
35歳以上40歳未満	11,400
40歳以上45歳未満	14,300
45歳以上50歳未満	17,300
50歳以上55歳未満	18,800
55歳以上60歳未満	20,700
60歳以上65歳未満	23,300

「障害者扶養共済制度（しょうがい共済）」の4つのメリット

毎月2万円 の終身年金

保護者が死亡、または重度障害になったときに、障害のある方に**毎月2万円が生涯にわたって支給されます。**(2口加入の場合は4万円)

掛金が割安

制度の運営に関する事務経費などの「**付加保険料**」が必要ないため、掛金が安くなっています。

税制優遇

保護者が支払う掛金は**所得控除の対象**になるので、所得税・住民税の軽減につながります。

公的制度 だから安心

都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。

※ 生活保護の収入認定に含まれない。

厚生労働省資料

【相続】 ある人が死亡したときにその人の財産（すべての権利や義務）を、特定の人が引き継ぐこと（亡くなった人の財産を配偶者や子どもといった関係者がもらうこと）

【遺産】

- ・ 現金や預貯金
- ・ 株式等の有価証券
- ・ 車や貴金属等の動産
- ・ 土地や建物等の不動産
- ・ 借入金等の債務
- ・ 賃借権、特許権、著作権等の権利

遺言による相続

- ・ 自筆証書遺言
- ・ 公正証書遺言

法定相続

配偶者 相続人	血族 相続	配偶者の 相続分	血族の 相続分	留意点
配偶者	子	1/2	1/2	・ 子が複数いる場合は頭割り ・ 配偶者がいない場合はすべて子
配偶者	直系 尊属	2/3	1/3	・ 親が複数いる場合は頭割り ・ 配偶者がいない場合はすべて親
配偶者	兄弟 姉妹	3/4	1/4	・ 兄弟姉妹が複数いる場合は頭割り ・ 配偶者がいない場合はすべて兄弟姉妹

分割協議による相続

※ 判断能力がない（7～10歳程度）場合、後見人をつける必要がある。

信託とは

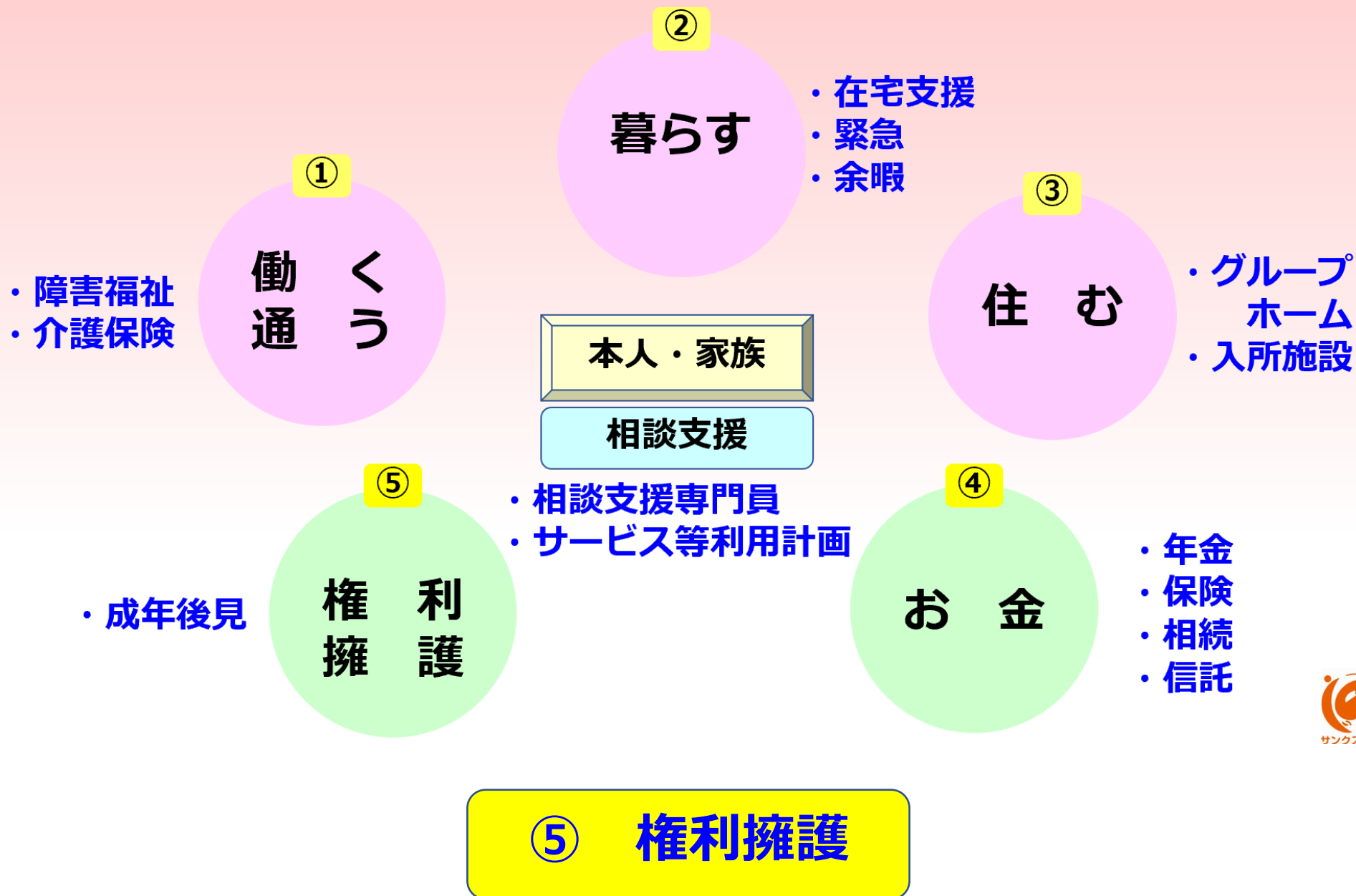
- 自分の大切な財産を、信頼できる人に託し、自分が決めた目的に沿って大切な人や自分のために運用・管理してもらう制度



※ 大きなお金が
一気に本人に
渡り、使いす
ぎてしまうこ
とを防ぐこと
がメリット

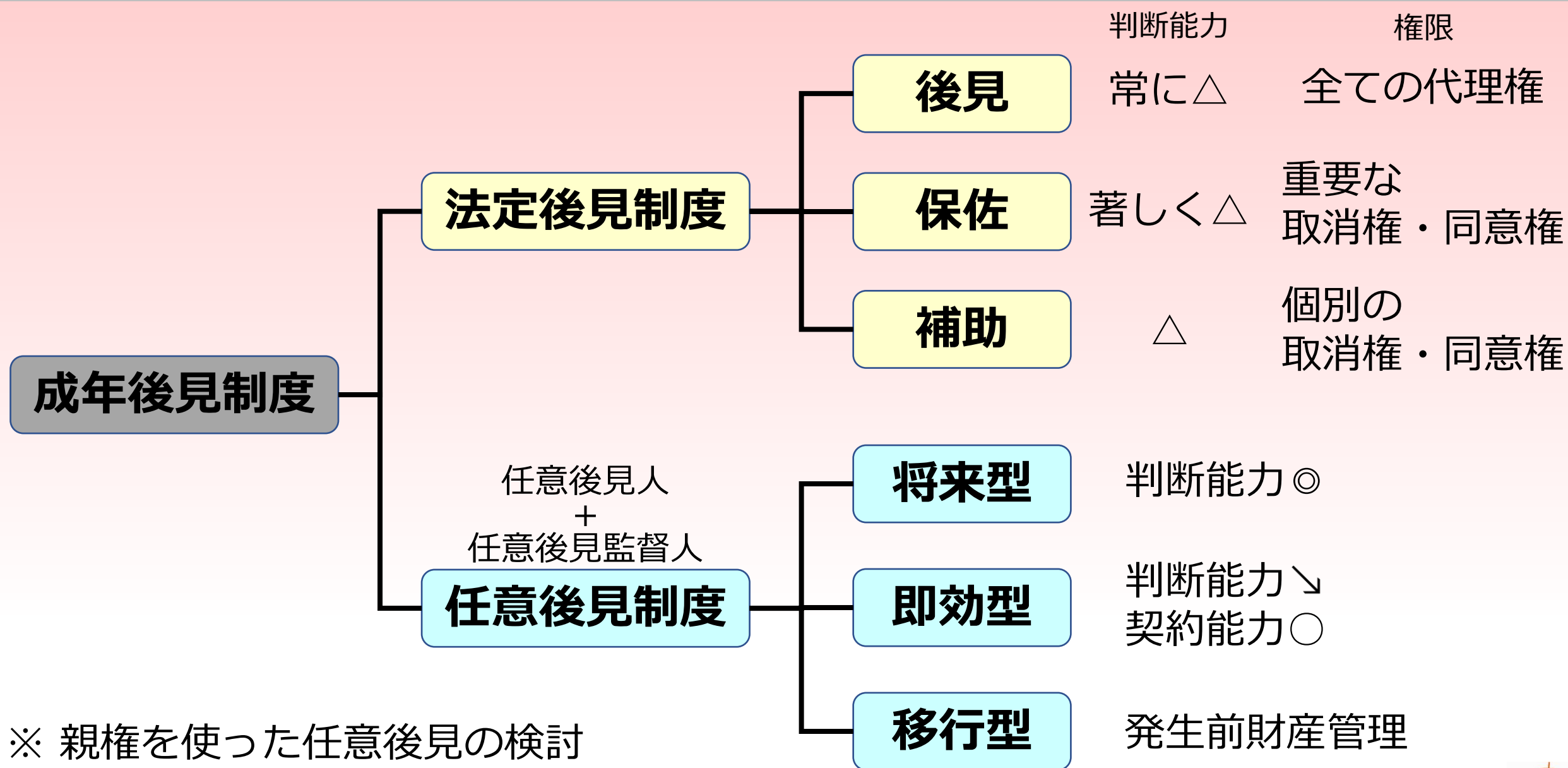
※ 準備するのは
親

【わが子の未来：知っておきたい5つのこと】



認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のための介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。（[厚生労働省HP](#)より）

自分で判断できない人の代わりに判断してくれる人を選んで、
財産や権利を守る制度



※ 親権を使った任意後見の検討
通帳・マイナンバー・印鑑登録（15歳）

法定後見制度

- ・ 診断書を参考に家庭裁判所が決定
- ・ 成年後見人は家庭裁判所が決定

後見

判断能力がほとんどない場合

買い物に行ってもつり銭の計算ができず、必ずだれかに代わってもらうなどの支援が必要

保佐

判断能力が著しく不十分な場合

日常の買い物程度は一人でできるが、自動車の購入など重要な財産の行為を一人でするのが難しい

補助

判断能力が不十分な場合

自動車の購入なども一人でできるかもしれないが、不安な部分が多く、支援者の支えがあったほうがよい

後見人が行使できる権利

【代理権】 本人が本来行う法律行為を本人に代わって行う権利

【同意権】 本人が行った法律行為を了解する権利

【取消権】 本人が行った法律行為に関して、不利と認められる場合は、その行為を取り消すことができる権利

成年後見人、任意後見人の2つの職務 「財産管理」 「身上監護」

- ① 預貯金の管理・解約
 - ② 身上監護（障害者施設、高齢者施設との入所契約をするなど）
 - ③ 不動産の処分
 - ④ 相続手続き
 - ⑤ 保険金受取
 - ⑥ 訴訟手続きなど
- ※ 具体的な内容や権限の範囲などは、
家庭裁判所が決定する

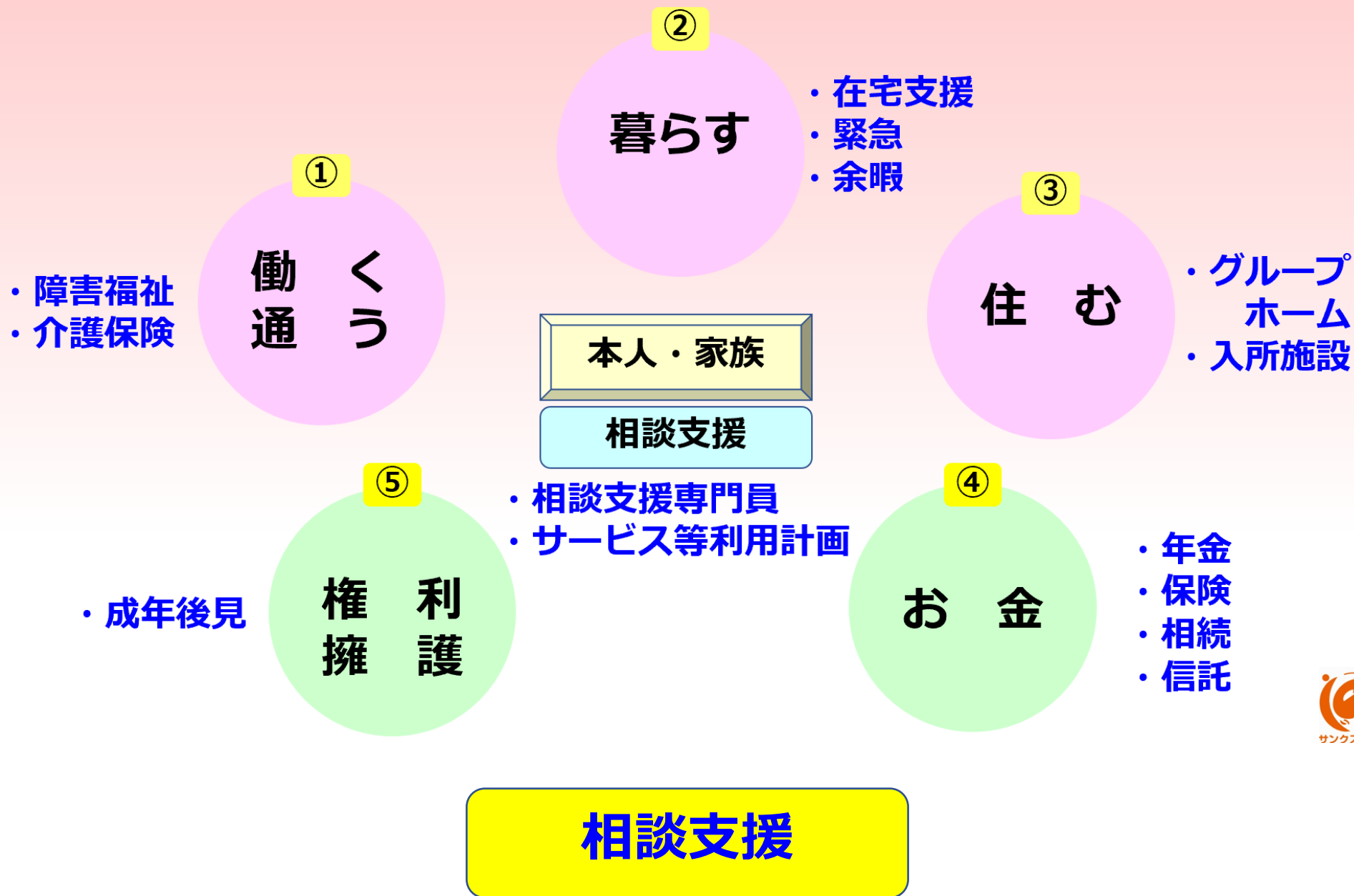
任意後見の留意点

- ※ 将来の判断能力の低下に備えて「約束」を決めておく
- ・ 任意後見は、契約内容を本人が理解できることが必要（軽度）
 - ・ 未成年であれば、親権を使って任意後見契約が可能
 - ・ 任意後見監督人への報酬が発生（1～2万円）
 - ・ 任意後見の権限に、取消権はない

法定後見人			管理財産額 5,000万円 超の場合	法定後見 (72万/年)
管理財産額	月額	年額	10年	720万円
1,000万円以下	2万円	24万円	20年	1,440万円
1,000万円 ～5,000万円	3～4万円	36～48万円	30年	2,160万円
5,000万円～	5～6万円	60～72万円	40年	2,880万円

最高裁判所HP（成年後見人等の報酬額のめやす）

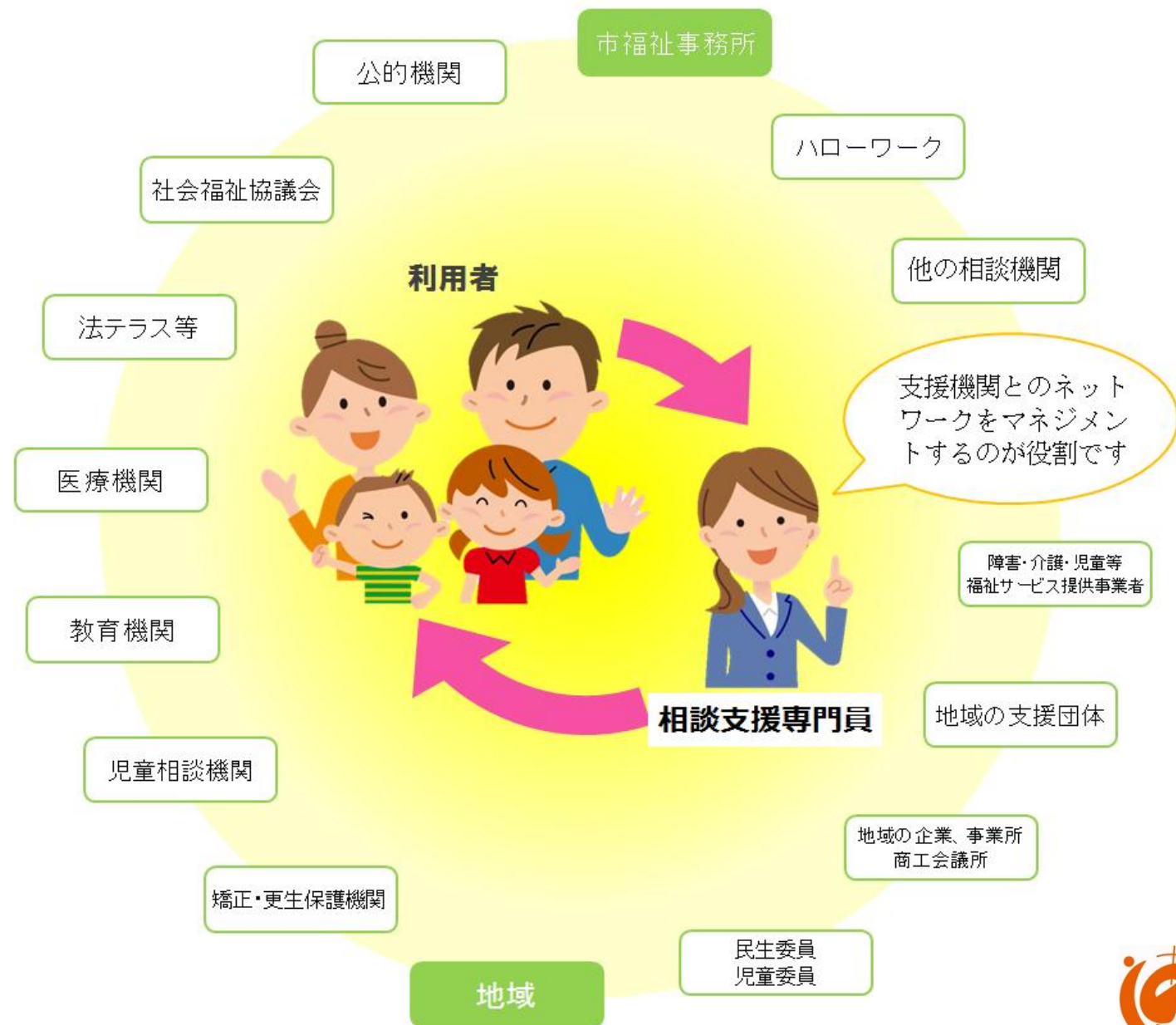
【わが子の未来：知っておきたい5つのこと】



- ・ 本人や家族だけでなんでもやらなくちゃならない
- ・ それぞれの関係機関と、一つ一つつながりをつくらなくちゃならない
- ・ 専門的なことがよくわからない
- ・ 本人や家族だけで連携するチームをつくらなくちゃならない
- ・ 相談するところがよくわからなくて悩みを抱えてしまう
- ・ 人が変わると対応ががらっと変わってしまっ戸惑う



- ・ 本人や家族で対応が難しい部分を代行してくれる
- ・ 専門家との橋渡しをしてくれる
- ・ 専門的な情報提供を頼むことができる
- ・ 関係機関のチーム作りをしてくれる
- ・ 長い期間に渡って人生に寄り沿ってくれる
- ・ 困ったことについていつでも相談しやすい
- ・ 支援の方向性について、関係機関と共有できる



利用計画	内容
不十分な利用計画	☐ 総合的な支援の方針の中身がスカスカ ☐ 保護者や本人が望むニーズや希望が正しく記入されていない ☐ ニーズや希望と利用する福祉サービス等が合っていない ☐ 1年先を目安にして到達する目標になっていない ☐ 目標が抽象的すぎる ☐ 学校との連携について書かれていない ☐ 家族支援について書かれていない
質の高い利用計画	☐ 総合的な支援の方を読めば、なぜ福祉サービスを利用する必要があるのかがわかる ☐ 将来的な進路を見据えた方針の記述になっている ☐ ニーズや希望に見合ったふさわしいサービスの量が設定されている ☐ 毎回同じ目標記述ではなく、更新ごとに新たな目標設定がされている ☐ 本人の現状に見合った支援の優先順位が考えられている ☐ 福祉サービス利用だけにとどまらず、インフォーマルな支援も考えられている ☐ 各関係機関との連携の内容について具体的に記述されている ☐ 障がい児支援の場合、家族支援の内容も盛り込まれている ☐ 支援の目標や役割の部分は、実際にできたかどうかの評価ができる記述になっている

【① 基本相談支援】

- ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・社会資源を活用するための支援（各施設への助言、指導等）
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介など

【② 計画相談支援】

- ・サービス等利用計画の作成（受給者証の発行⇒担当者会議の実施）
- ・サービス等利用計画の見直し（モニタリング）

利用計画	内容
不十分な 相談支援 専門員	☐ 電話連絡しても折り返しがない ☐ 利用計画書を配付してくれない ☐ モニタリングの訪問をしてくれない ☐ 事業さんなどの情報提供を依頼しても調べてくれない、教えてくれない ☐ 担当者会議が開かれたことがない ☐ 困ったことがあっても、ちゃんと相談にのってくれない ☐ 自分の意見を押し通す
質の高い 相談支援 専門員	☐ 特に必要がない場合でも時々連絡をくれる ☐ 担当者会議でリーダー性を発揮している ☐ とにかくじっくり話をきいてくれる ☐ 納得できるアドバイスをしてくれる ☐ 相談しやすい ☐ ことばの端々に勉強していることが伺える ☐ たくさんの連携先とつながっている ☐ 意思を決定するための適切な情報を提供してくれる ☐ できることとできないことを明確に示してくれる

- ☐ 相談支援専門員の仕事内容を把握しておく
- ☐ 障がい児支援利用計画をよく読み込む
- ☐ モニタリングの期間を短くする
- ☐ 必要とあらば、思い切って相談員を変える
- ☐ 困ったとき、悩んだときに、とにかく相談する
- ☐ 相談員に必要時に必要な情報提供を依頼する
- ☐ 課題解決のために「個別支援会議」の開催を依頼する
- ☐ 事業所等との面談時の第三者立会人を依頼する
- ☒ 自分でできることは自分でやる

【親心の記録の作成】

【日本知財センターダウンロード】

刊行者より たくさんの仲間とご縁のおかげで素敵なノートができました！

協力：船橋市手をつなぐ育成会・網走市手をつなぐ育成会・札幌市手をつなぐ育成会 参考文献：「親心の記録」船橋版・「親心の記録」オホーツク版

この「親心の記録」は、障害のある子どもを支援してくれる方々に子どものことを知ってもらい、子どもが安心して人生を全うできるようにと作成したものです。

まずは書けるところから始め、6ページまで書いていただくと支援する方は最低限の対応はして下さるはずです。ノートを書いておくことで親自身の安心感につながり、子どものために何をしてあげようかとさらに前向きなことも考えられるようになりますと思います。

障害のある子が「親なきあと」も周囲の暖かいサポートを受けながらその子らしく生きていけるように、「未来への道標として」この「親心の記録」をご活用ください。

(社)日本相続知財センター本部 理事長 中野 幸一

監修者より 子どものこれからを支える「ライフスタイルカルテ」

この「親心の記録～支援者の方々へ」は、「親心の記録」札幌版をベースにしながら、より支援者の方々、親や家族たちが使いやすいものになるように作成しました。

ぜひ本人と家族の未来のために、このノートを活用してください。

「親なきあと」相談室主宰 渡部 伸

渡部伸／行政書士、社会保険労務士、障害のある子を持つ親の共通の悩みをともに考える「親なきあと」相談室 (<http://www.oynakiato.com>) 主宰。家族会や特別支援学校、福祉機関等からの依頼で全国各地で講演活動中。

関連書籍



目次

刊行者・監修者より	P1
本人のこと、本人をよく知っている方々	P2
バニックやてんかんなどリスクの高い医療情報	P3~4
医療機関／利用施設	P5~6
1週間の生活スタイル	P7~8
日常生活の様子	P9~10
本人の好きなこと	P11~12
コミュニケーションや社会性	P13~14
移動や外出時について	P15~16
親として支援する方に伝えたいこと	P17~18
子どもの健康、その後の対応について	P19~20
支援マップ	P21~22
コピー貼り付けページ	P23~25
ご協力（寄付）のお願い	P26
ご協力いただいた方々	P27~28
一般社団法人 日本相続知財センターグループ	P29~30

記入例

親として支援する方に伝えたいこと

記入日 2010年 〇月 〇日

【記入例①】

・この子の障害が分かった時から、親としてはできるだけ楽しい人生を送ってほしい、つらい思いをしないでほしい、という願いで育ててきました。

・親がいなくなった後、まったく同じように生活するのが難しいことはわかっていますが、できるだけ今の環境と大きく変わらない中で生活してほしいと思っています。

・自己決定できることについては、できる限り本人の意思を確認してきました。

例えば行きたい場所、着たい洋服、食べたいものについてなどです。

今後もしそのような場では本人に聞いてみてください。

・人とお話しするのが大好きなので、たくさんの人たちの中で暮らしてほしい。

できれば、今通っている施設に仲のいい人たちがいるので、

一緒にグループホームに入ることができればと思います。

・食べることも大好きです。ただし太りやすい体質なので食べすぎにはとても注意してきました。

健康を損ねることなく、食べる量や内容にケアしていただければありがたいです。

・体を動かすことも大好きです。

キャンプや宿泊旅行などの機会があれば、ぜひ連れて行ってあげてください。

・一日でも長く生きてほしいけれど、苦しい思いをするようであれば無理な延命はしないでください。

【記入例②】

とにかく健康で、楽しく生活してほしい。

できれば地域の方々や交流し、ほんの少しでいいので社会の役に立つような役割が与えられれば、

本人も生きがいを感じることができるようになればいいと思います。

①のように簡潔書きで思いつくまま書く、
②のように文章で書く、など書き方は自由です。
最初は短くて構わないので、一行だけでも書いてみてください。



記入例

子どもの健康、その後の対応について

記入日 2010年 〇月 〇日

●緊急入院時の対応について

入院手続き、手術などの医療同意は弟の〇〇に確認してください

●介護が必要になった時について

病院や施設など、共同生活のにぎやかな場所を希望します

●介護が必要になった時の費用について

本人の年金にプラスして、親の遺したお金を有効に使って、
本人ができるだけ楽しく余生を過ごせるようにしてください

●病名と余命の告知について

できるだけ本人にわかるように伝えてください
精神的に不安定になるようであれば支援者の方々と話し合ってください

●延命治療・ホスピスケアについて

親としては苦しい思いはさせたくないと考えています

●葬儀について

ごく普通の世間並みにしてください
互助会に入っているので、費用はそこから出してください

●お墓について

我々と同じお墓に入れてください

●その他子どもの最期について

弟の〇〇が元気であれば彼に相談してください

親心の記録®
支援者の方々へ

